

# 15のいす

## 各地の裁判所を 訪問して

最高裁判所判事

田原 睦夫

最高裁判所の長官以外の14名の裁判官は、毎年5月に手分けして全国各地の裁判所を視察に訪れます。具体的には、東京高等裁判所の管内は広いので2つに区分し、他の7高等裁判所と合わせて9つのブロックに分け、各小法廷毎に3ブロックを担当し、各裁判官が2～4カ所、合計30数カ所を訪問します（昨年は、東日本大震災の関係から、仙台高裁管内と東京、千葉、茨城の各地家裁の訪問は中止になりました。）。

最高裁判所の裁判官が各地の地家裁を訪問するのは、各地家裁の第一線で活躍する裁判官や職員から、各地の実情や抱えている問題点を直接聴き取るなどして各地の実情を把握すると共に、各裁判官からは、最高裁判所における審議の実情や、各裁判官が実務処理を通じて感じている問題点などを伝え、裁判の第一線と最高裁判所との距離感の短縮を図ることにあります。

私は、平成18年11月1日に就任して以来、昨年まで17の地家裁本庁のほか7カ所の支部を訪れました。そのうち支部の視察に際して、時間に余裕がある時には、20人程度の調停委員に集まっていたいで、懇談の機会を設けています（これまで5カ所で行いました。）。

私は、現職に就任するまでは、大阪で約37年間弁護士を開業し、全国規模の倒産事件なども担当し、その関係で北海道から沖縄までほぼ全都道府県を訪れています。が、裁判官として各地を訪れますと、弁護士として訪れた時と違った司法に対する目線を感じます。

それは、我々司法に対する強い信頼です。我が国は、アジア近隣諸国の台頭、高齢化と人口の減少、それに加えて東日本大震災、福島原発事故という未曾有の災害も相俟って、社会全体が強い閉塞感に覆われています。その中であって、司法への揺るぎない信頼は、その閉塞状況を打ち破るうえでの基礎をなしていると思われまふ。その基礎をより一層固めるべく、皆様方と一緒に努力したいと思っています。

（たはら・むつお）

